

市民ラジオに関する諸規定の改正について

しょうのつねき
生野常喜

1 ま え が き

26Mc 帯および 27Mc 帯の電波を使用する簡易無線局を通称「市民ラジオ」と呼んでいるが、この無線局の制度は、昭和 36 年 8 月に創設されて以来よく短日月の間に普及して現在約 5 万局に達しており、なお月々 3,000 局程度の増加をみている。

この無線局の制度については後述するが、今回 8 月 1 日付で無線設備規則および無線機器型式検定規則の一部改正が行なわれ、市民ラジオに関してその設備条件が改められた。また同日付で市民ラジオに使用する周波数および空中線電力を定める告示が改正された。またさらに市民ラジオの免許に関する審査基準（内規）も改正されたので、制度的にも相当大幅な改正となった。以上の関係規定の改正により市民ラジオの周波数の使用区別および設備条件がいっそう明確となり、海上全域における使用も認められることとなったので、改正によってひ益する面も大であると思われる。よって今回の改正点について説明するとともに市民ラジオの制度自体についても周知の徹底を欠く感もあるのであわせて説明し、利用者の使に供したいと思う次第である。

2 改正点

今回の改正は、市民ラジオの使用状況にかんがみて、全海域にわたっての使用を認める等のために周波数の使用区別を明らかにし、また設備条件をいっそう明確にした点にあり、個々の改正点は、次のとおりである。

(1) 海上使用について

無線電話の市民ラジオを海上において使用し、または海上使用の局を通信の相手方とし、陸上を移動範囲として開設するものについては、その空中線電力を 0.05W または 0.1W のものに限ることにされた。これまで市民ラジオの海上使用については、同一船舶内の連絡用または防波堤もしくはこれに準ずる施設の内側の水域における使用に限って認められていたが、今後無線電話は、0.05W または 0.1W のものは上記の範囲内の使用はもちろん、船間または陸船間の通信にも使用できることになったのである。この空中線電力の使用区別は厳重に対処しており、陸上を移動範囲として開設する局であって 0.5W のものの通信の相手方には、海上で使用する局はすべて除かれる旨を免許状に附記されることになっている。

なお、海上使用の局の範ちゆうには、海上船舶の船内連絡用のものおよび防波堤もしくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域における使用のものも含まれるものである（改正告示）。

(2) 電波の型式による使用区別について

電波の型式 A1 または A2 の電波は、模型飛行機、模型ボートその他これらに類するものを無線操縦する局の場合に限ることが明示された。なお、A1 または A2 の使用については、使用区域による空中線電力の制限は加えられていない（改正告示）。

(3) 団体免許について

法人格のない団体についても免許が与えられることになった。この場合の団体とは、団体の目的、名称、事務所、役員、構成員等に関する事項を明示した定款があり、かつ、適当な代表者が選任されていることを要する。つまり法人と同様に行為能力を有すると認められる団体であるこ

とが要件とされるのである(審査内規)。

(4) 市民ラジオの無線設備について

市民ラジオの無線設備については、その制度の趣旨にかんがみて操作の簡便および機能の統一をはかるために設備条件を 150Mc 帯および 400Mc 帯の簡易無線局のものとは別にして次のように定めている。

ア 通信方式は、単信方式または単向通信方式のものであること。

イ 送受信装置は、一の筐体に収められた構造のものであること。この原則に対して、電源設備ならびに送受信の切換装置を有しない送話器および受話器は、別に備えつけることができることとされている。

ウ 空中線は、ホイップ型で、その長さは 2m をこえないものであること。

エ 給電線および接地装置を有しないものであること。

オ A3 電波の使用のものにあつては、A1 または A2 の型式の電波をあわせて使用できないものであること。

カ A3 電波を使用するものは、(トーン信号の発振を禁ずるために) 変調用周波数の発振ができないものであること。

キ 発振方式は、受信装置の局部発振方式を含め、ともに水晶発振方式のものであること。

ク 受信方式は、スーパーヘテロダイン方式のものであること。(以上設備規則第 55 条第 2 号)

(5) 無線設備規則の改正に伴う経過措置について

改正前の規定の条件に適合している無線設備の使用等について次の経過措置がとられている。

ア この改正省令施行の日(38.8.1)から1年間、つまり昭和39年7月31日までは、改正後の規定にかかわらず改正前の規定の条件に適合した機器をもつて免許の申請ができる。もつとも海上において使用する局およびこれを通信の相手方として陸上に開設する局の無線設備は、改正後の規定の条件に適合したものでなければならない(設備規則附則第2項)。

イ 昭和39年7月31日以前に免許または予備免許を受けた局の無線設備は、改正後の規定にかかわらず従前のおり有効である。しかし、その後において無線設備を取り換えるときは、改正後の規定の条件に適合した無線設備でなければならない(同規則附則第3項)。

ウ この改正省令施行の日現在において免許または予備免許を受けている同一船舶内の連絡用の局の無線設備は、改正後の規定にかかわらずなお従前どおり使用できる。しかし、昭和38年8月1日以後において無線設備を取り換えるときは、改正後の規定の条件に適合した無線設備でなければならない(同附則第4項)。

なお、防波堤またはこれに準ずる外隔施設の内側の水域において使用する局の無線設備については、同一船舶内の連絡用の局のものと同様に取り扱われる。

(6) 無線機器型式検定規則の改正について

無線設備規則の改正に伴って、検定規則別表第1号の第2の表中簡易無線局の用に供する無線設備の機器の条件が、150Mc 帯および 400Mc 帯のものと区別して規定された。改正の内容は、設備規則の条件を充足するものであるが、この改正について次の経過措置がとられている。

ア この改正省令施行の際(38.8.1)現に合格の効力を有する型式の機器について、改正後の規定による検定合格の条件に適合しているものと確認したものは、改正後の規定により合格したものとみなすこととしており(検定規則附則第2項)、これにより合格と確認されたものは、8月1日付郵政省告示第483号をもつてすでに公示されている。

ちなみに改正後の規定により合格したものとして確認されたものは49社108機種であり、1部改修で合格見込みのものが28機種、不合格のものが16機種あるとかの由である。

イ 改正前の規定により型式検定に合格した機器により免許を与えられている局の無線設備は、改正後の規定の条件に適合しているものと確認された以外のものであっても、現用中はお合格の効力を有する（同規則附則第3項）。

(7) 周波数および空中線電力を定める告示の改正について

市民ラジオに使用する電波の周波数および空中線電力を定める告示が全面改正されたが、改正の内容は、上述の(1)および(2)で述べたように周波数ごとの使用区別をいつそう明確にしたことおよび注書きを表中に取り入れて見やすくした等の改正である。なお、告示の内容は、次のとおりである。

郵政省告示第484号(38.8.1)

一 無線電話の簡易無線局

1 一周波数の電波を使用するもの

周波数 (単位は Mc)	空中線電力 (単位は W)	条 件 電波の型式	通信方式
27.040	0.1	A3	} 単信方式 又は単向 通信方式
27.080	0.1	A3	
27.088	0.05	A3	
27.112	0.1	A3	
27.120	0.05	A3	
27.144	0.1	A3	

2 二周波数の電波を切換え使用するもの

(一) 海上において使用するもの及びこれを通信の相手方とするもの

周波数 (単位は Mc)	空中線電力 (単位は W)	条 件 電波の型式	通信方式
26.968	0.1	A3	単信方式
26.976			又は単向 通信方式

(二) (一) 以外のもの

周波数 (単位は Mc)	空中線電力 (単位は W)	条 件 電波の型式	通信方式
26.968	0.1 又は 0.5	A3	単信方式
26.976			又は単向 通信方式

二 無線操縦発振器（模崖飛行機、模型ボートその他これらに類するものを無線操縦するために使用

する発振器をいう。)の簡易無線局

周波数 (単位は Mc)	空中線電力 (単位は W)	条 件 電波の型式	通信方式
27.048	1.0	A1 又は A2	} 単向通信 方式
27.120	0.5	A1 又は A2	
27.136	0.5	A1 又は A2	
27.152	1.0	A1 又は A2	

以上の告示について念のために次の解釈を加えておきたい。

ア 空中線電力は、単一の値とするものである。

イ 2周波数を切換え使用するものを除き、1の機器は1の周波数の電波のみを使用するものであり、また、送受信する場合の電波は、同一の周波数を使用することとするものである(つまり異周波通信を認めない趣旨のものである)。

ウ 海上において無線電話に使用できる電波は、A3電波 26.968Mc および 26.976Mc の空中線電力 0.5W 以外のものである。

3 市民ラジオの制度と使用上の注意事項

市民ラジオは、その操作にあたって無線従事者の資格を要せず(型式検定合格機器を使用する場合に限る。)、値段も安く、小型軽量で持運びも便利である等の点で一般に歓迎されているが、この無線局の使用については、過大な期待をもつて開設されたり、法定の制限事項をも省みず使用する等のことが見られ、市民ラジオ制度の本来の趣旨に反するばかりか、電波秩序を乱す面もあるので、市民ラジオの制度および使用上留意すべき事項について概略述べて参考に供じたいと思う。

(1) 市民ラジオの制度

市民ラジオは、簡易無線局の一種であるが、制度の意図するところは、われわれの日常生活において「個人的な用務または近辺の所用のため」に無線通信による連絡を必要とする面が多いことにかんがみ、ごく小規模の無線機を使用して簡易に無線通信を行なえるようにすることにある。

「個人的な用務または近辺の所用のため」という用途の内容としては、たとえば、家族との連絡、団体行動をとる場合の指揮連絡、工事現場の連絡、巡回者との連絡等の無線電話通信や模型飛行機、模型ポート等の無線操縦のための発振等がある。このように近距離間の軽易な用務のための無線局について、その使用電波は、上記の告示をもつて公表しているとおりであり、使用無線機は、型式検定に合格した機器を市販せしめて使用者の選択にまかしている。また、無線局の免許手続きについても簡易化をはかっている等利用の便宜をもおもんぱかっている。

さらに、通信等の操作については、無線従事者の資格を要しないこととし、しかも通信の相手方は、同一免許人所属の無線局に限定せず、市民ラジオの局または免許人所属の受信設備とされている。

これらのことは、市民ラジオについてののみみられる大きな特色であって、市民生活に利便するための無線通信であり、市民ラジオと称されるゆえんのものである。

以上のような制度の趣旨から、市民ラジオは、陸上における使用を中心に考えていたが、近距離間の通信連絡の必要は海上においても同様であるので、このたび制度を改めて海上使用を認め

ることになったわけである。

(2) 免許申請の場合の注意事項

市民ラジオは、無線局の免許を受けなくては使用することを得ない。免許申請の手続きについては、一般の無線局の場合と同様であるが、型式検定合格の機器を使用する場合は、予備免許および新設検査の手続きが省略されて直ちに免許が附与される。しかし、申請の場合は、次の事項についてなお留意する必要がある。

ア 無線機を使用する目的が人命財産の保全を直接の目的とするものでないこと。

イ 無線設備の移動範囲については、陸上、海上、上空の3区域とし、そのうち2以上の区域をあわせ移動範囲とすることができるが、移動範囲の変更は、申請事項であるので、あらかじめ申請して許可を受けた後でなければ新移動範囲内での使用ができないこと。

ウ その他申請書の記載要領等については、購入機器に説明書が添付されてあるはずであるが、なお、不明の点は、もよりの地方電波監理局にきいていただきたい。

(3) 使用上の注意事項

ア 無線局の免許が附与された場合には、免許状とともに証票（免許の証）が送付されるので、免許状は別に保管し、証票は無線機の外側の見えるところにちよう付しておくこと。

イ 通信は、免許状に書いてある目的、通信の相手方および通信事項の範囲内で行なうこと。

ウ 他人の通信を取り扱ったり、他人に貸して使用させてはならないこと。もっとも、型式検定合格機器を使用する場合は、無線従事者の資格がいらないので、免許人の家族、使用人等の者が免許人のための通信を行なうことはさしつかえない。

エ 旅客輸送用の航空機の中での使用は、計器飛行の妨害となるから絶対に使用してはならないこと。

オ 空中線電力が0.5Wの無線電話は、海上で使用し、また、陸上で使用する場合であっても海上の市民ラジオと通信してはならないこと。

カ 通信連絡設定のための呼出しや応答には、必ず指定された呼出名称を使用し、個人名や船名等を用いてはならないこと。

キ 呼出しは、事前の聴取をして、他局に混信を与えないことを確かめてから行なうこと。

ク 通信は簡潔に行ない、1回の通信は5分をこえないようにすること。

ケ 他人の通信をきいて、これを漏らしたり、または悪用したりしてはならないこと。

コ 型式検定合格機器に施されている封印は、はがさないこと。また、新しい無線機と取り換えるときは、所轄の地方電波監理局に届け出ること。この場合、周波数または空中線電力が前のものと相違するときは、申請をして許可を得てからでないで使用できない。

4 む す び

市民ラジオに関する諸規定の改正は、今回が初めてであるが、これによって周波数や空中線電力の使用区別ならびに無線設備の条件がいっそう明確になり、利用および監理の両面に益すること大なるものがあると考えられる。

また、市民ラジオの海上使用が認められることについては、広く要望されていただけに利用の増加が予想されるが、市民ラジオの使用効果について過大な期待を寄せられるならば、失望が大きいのではないと思われる。なぜなら、有効通達距離が15~20kmといわれるのは雑音、混信等の障害の少ない海上実験のデータであるが、実際通信の場合にあっては、地形または高層建築物によって遮断され、また、発射電波が微弱であるため電氣的雑音の大きい都市中心部にあっては、通信

困難な場合も多いと思われるからである。

思うに市民ラジオは、「近辺の所要のため」の通信手段であって、遠距離間の通信のためのものではない。よろしく制度の趣旨を了解され、その限度において利用されてこそ市民ラジオの真価も認められるものと思われる。

利用者のいつその御理解をねがってやまない次第であります。

(電波監理局無線通信部陸上課無線局検査官)